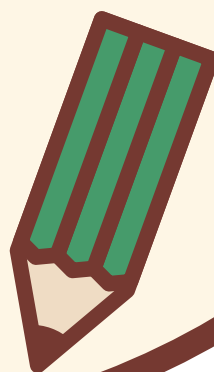
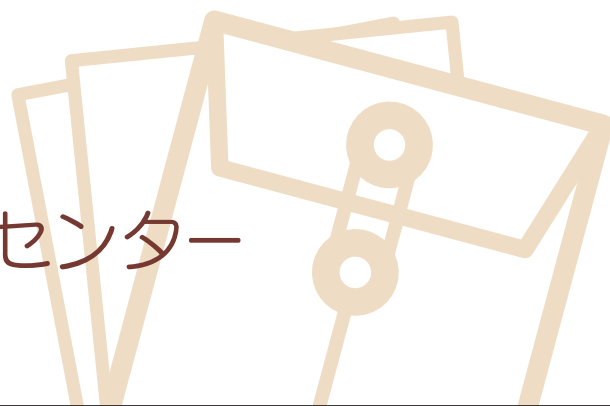


平成18年度の試験から
行政書士試験が
変わります。



総務大臣指定試験機関

財団法人行政書士試験研究センター



行政書士試験の改正点

平成17年9月30日、「行政書士試験の施行に関する定め(平成11年自治省告示第250号)」の一部が改正され、平成18年度に実施される行政書士試験から適用されることとなりました。改正点は、次のとおりです。



1 試験科目(右記変更一覧参照)

- (1)行政書士の業務に関し必要な法令等から「行政書士法(行政書士法施行規則を含む。」「戸籍法」「住民基本台帳法」「労働法」及び「税法」が削除された。(ただし、これらについては、「政治・経済・社会」又は「情報通信・個人情報保護」分野において、関連する知識を問う出題がなされる。)
- (2)行政法の出題範囲を明確化するため、「行政法(行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。)」とされた。
- (3)「一般教養」が「行政書士の業務に関連する一般知識等」に変更され、その出題分野が、「政治・経済・社会」「情報通信・個人情報保護」及び「文章理解」と明記された。



2 出題数

「行政書士の業務に関し必要な法令等から40題、一般教養から20題」から「行政書士の業務に関し必要な法令等から46題、行政書士の業務に関連する一般知識等から14題」に変更された。

行政書士の業務に関し必要な法令等

46題

行政書士の業務に関連する一般知識等

14題

行政書士の業務に関し必要な法令等

40題

一般教養

20題



3 試験期日

- (1)試験日
毎年「10月の第4日曜日」から「11月の第2日曜日」に繰り下げられた。
- (2)試験時間
「午後1時から午後3時30分まで」から「午後1時から午後4時まで」に30分拡大された。

11月

第2日曜日

10月

第4日曜日

午後1時から
午後4時00分
まで

午後1時から
午後3時30分
まで



4 合格発表日

試験を実施する日の属する年度の1月の「第3週」に属する日から同月の「第5週」に属する日に繰り下げられた。

1月
第5週

1月
第3週



5 施行日

平成18年4月1日から施行することとされた。

平成18年
4月1日施行

試験科目の変更一覧

試験科目	改正後	現行
■行政書士の業務に関し 必要な法令等	(削除) ←	●行政書士法 (行政書士法施行規則を含む。)
	●憲法	●憲法
	●行政法	●行政法
	・行政法の一般的な法理論	
	・行政手続法	●行政手続法
	・行政不服審査法	●行政不服審査法
	・行政事件訴訟法	
	・国家賠償法	
	・地方自治法	●地方自治法
	を中心とする。	
	(削除) ←	●戸籍法
	(削除) ←	●住民基本台帳法
	●民法	●民法
●商法	●商法	
(削除) ←	●労働法	
(削除) ←	●税法	
●基礎法学	●基礎法学	
■行政書士の業務に関連 する一般知識等 (一般教養を変更)	●政治・経済・社会	—
	●情報通信・個人情報保護	
	●文章理解	

※削除された法令については、「政治・経済・社会」又は「情報通信・個人情報保護」分野において、関連する知識を問う出題がなされうる。



行政書士試験の施行に関する定め

(平成11年12月16日自治省告示第250号)

改正：平成17年9月30日総務省告示第1098号

〈施行期日：平成18年4月1日〉

第1 試験期日

- 1 試験日 毎年11月の第2日曜日
- 2 試験時間 午後1時から午後4時まで

第2 試験科目

- 1 行政書士の業務に関し必要な法令等(憲法、行政法(行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。)、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題することとし、法令については、試験を実施する日の属する年度の4月1日現在施行されている法令に関して出題するものとする。)
- 2 行政書士の業務に関連する一般知識等(政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解)

第3 試験の方法

- 1 試験は、筆記試験によって行うこととする。
- 2 試験問題については、行政書士の業務に関し必要な法令等から46題、行政書士の業務に関連する一般知識等から14題を出題する。
- 3 出題の形式については、行政書士の業務に関し必要な法令等は択一式及び記述式、行政書士の業務に関連する一般知識等は択一式とする。

第4 合格発表

合格発表は、試験を実施する日の属する年度の1月の第5週に属する日に行うものとする。

第5 合格証

合格証の様式は、別記様式によるものとする。(別記様式略)

第6 不正の行為を行った者に対する処分

試験に関して不正の行為があった場合には、その不正行為に関係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその合格を取り消すものとする。

第7 特例措置の実施

肢体不自由者が試験を受験する場合には、必要な措置を講ずるものとする。

第8 試験の公示

試験の施行に当たっては、次の事項について、試験を実施する日の属する年度の7月の第2週に属する日に公示するものとする。

- 1 試験期日
- 2 試験場所
- 3 試験の科目及び方法
- 4 受験手続
 - イ 受付期間
 - ロ 受付場所
 - ハ 提出書類
 - ニ 受験手数料
 - ホ 連絡先
- 5 特例措置の実施
- 6 合格発表の日時及び方法

